

チャレンジ出店スペース 利用規約

制定：2026年4月

一般社団法人阿蘇門前町商店街振興協会（以下「当協会」）が運営するチャレンジ出店スペースをご利用いただくにあたり、本利用規約（以下「本規約」）を定めます。出店申込をされた方（以下「出店者」）は、本規約の内容をご確認のうえ、同意いただいたものとします。

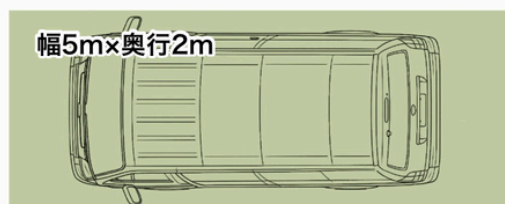
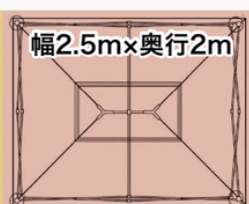
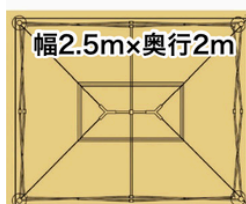
第1条 スペースの概要

貸出場所	阿蘇門前町商店街内 公衆トイレ前スペース
利用可能日	土曜日・日曜日・祝日（特別料金日あり）
出店時間	10:30～15:30
設営開始	10:00～
完全撤収	16:00まで
搬入車両	10:00～16:00の間は乗り入れ不可。キッチンカーは10:00までに入場のこと

本スペースは、商店街でのテストマーケティングや単発の出店利用を目的としたレンタルスペースです。継続的な常設利用や、特定出店者による長期占有を前提としたものではありません。

第2条 スペースの種類と料金

プランA	テントスペース（幅2.5m×奥行2m） 通常料金 ¥5,000/日 割増日 ¥6,000/日
プランB	テントスペース（幅2.5m×奥行2m） 通常料金 ¥5,000/日 割増日 ¥6,000/日
プランC	キッチンカースペース・全体区画（幅5m×奥行2m） 通常料金 ¥6,000/日 割増日 ¥8,000/日
100V電源使用	+¥2,000/日（申込時に申告が必要）



スペース区画図（左：テントスペースA・B、右：キッチンカースペースC）

1. プランAとプランBは同一日に異なる出店者が同時利用できます。プランCはエリア全体を占有するため、C申込済みの日はAもBも受け付けられません。
2. 割増料金は商店街イベント開催日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等、当協会が別途定める日とします。申込フォーム上で「★割増」として表示されます。
3. 100V電源（2,500W）は申込時に申告した場合のみ利用できます。当日の追加申告はお受けできません。

第3条 申込方法と確定の流れ

1. 出店の申込は当協会が指定するオンライン申込フォームにて受け付けます。
2. 申込完了後、システムが自動的に仮受付として登録し、出店者に受付確認メールを送信します。この時点では出店は確定していません。
3. 当協会は申込内容を確認のうえ、出店の可否を判断します。出店者に振込先口座・振込期限・料金明細を記載した振込案内メールを送信します。
4. 出店者は振込案内メール送信後2日以内に、記載された振込先口座へ利用料金をお振込みください。振込手数料は出店者の負担とします。
5. 当協会が入金を確認した時点で出店が正式に確定し、出店者に確定メールを送信します。確定メールをもって正式な予約成立とします。
6. 当協会は、申込内容が以下のいずれかに該当すると判断した場合、出店をお断りすることがあります。
 - ・ 商店街の景観・安全性・衛生面または周辺環境との調和に支障をきたす恐れがある場合
 - ・ 定員・日程の都合による場合
 - ・ 申込者が第7条に定める禁止事項に該当すると判断される場合
 - ・ その他当協会が不適切と認める合理的な理由がある場合

第4条 支払いと返金

1. 利用料金は事前振込制とします。振込先口座は振込案内メールに記載します。
2. 振込期限は振込案内メール送信日の翌々日（23:59まで）とします。
3. 振込期限までに入金を確認できない場合、当協会は申込をキャンセル処理することができます。
4. 出店者都合によるキャンセルの場合、既払いの利用料金は返金しません。ただし、第8条に定める当協会都合によるキャンセルの場合はこの限りではありません。

△ 返金不可（出店者都合の場合）：天候不良・体調不良・その他出店者の事情によるキャンセルの場合、既払いの利用料金は返金しません。返金が行われるのは第8条に定める当協会都合によるキャンセルの場合に限ります。

第5条 キャンセルについて

1. 出店確定前（振込前）のキャンセルは、申込フォームに記載のキャンセルページから出店日当日まで受け付けます。
2. 入金後のキャンセルは受け付けますが、第4条第4項のとおり利用料金の返金はいりません。
3. キャンセルを希望される場合は、速やかに当協会事務局へご連絡ください。
4. 当協会によるキャンセル処理（振込期限切れ・審査不通過等）について、出店者は異議申し立てをすることができません。

第6条 利用上の遵守事項

(1) 一般事項

1. 出店者は本規約および当協会の指示に従い、スペースを利用するものとします。
2. 利用後は清掃および原状回復を行ってください。ごみは各自お持ち帰りください。
3. 近隣店舗・通行者の妨げとなる行為、騒音・悪臭を発生させる行為は禁止します。
4. スペースを転貸・又貸することはできません。

(2) 食品販売・飲食提供を行う場合

1. 食品衛生法に基づく営業許可・届出および食品衛生責任者の設置等、出店に必要な法令上の手続きをすべて出店者自身の責任において行ってください。酒類の提供を行う場合は酒類販売業免許等の取得も出店者の責任となります。当協会はこれらの手続きに関与しません。
2. アレルギー表示その他関係法令を遵守のうえ、衛生的な管理を徹底してください。

(3) 設備・機材の利用

1. 100V電源は申込時に申告した出店者のみ利用できます。容量（2,500W）を超える使用は禁止します。
2. 火気を使用する場合は申込時に申告し、消防法その他関連法令を遵守してください。また、出店者自身が消火器を持参してください。消火器の貸出は行いません。
3. 搬入車両は10:00～16:00の間、スペースへの乗り入れを禁止します。キッチンカーは10:00までに所定の位置に入場してください。

第7条 禁止事項

以下の行為を禁止します。

- ・ 法令または公序良俗に反する商品・サービスの販売・提供
- ・ 他の出店者・来訪者・近隣店舗への迷惑行為、嫌がらせ
- ・ スペースの転貸・譲渡
- ・ 申込時に申告した内容と著しく異なる出店内容
- ・ 当協会の許可なく行う広告・看板の設置
- ・ 反社会的勢力（暴力団その他）との関係にある者による利用
- ・ その他当協会が不適切と判断する行為

第8条 当協会都合によるキャンセル

以下の事由が生じた場合、当協会は出店をキャンセルすることができます。

1. 設備・施設のトラブルにより、出店スペースの提供が不可能になった場合
2. 行政指導・法令上の理由により、開催できなくなった場合
3. その他、当協会が運営上やむを得ないと判断し、中止を決定した場合

前各号に該当する場合、当協会は速やかに出店者へ通知し、既払いの利用料金を返金します。ただし、返金以外の補償（交通費・準備費用・逸失利益等）は行いません。

なお、天候不良（雨天・強風等）は当協会都合のキャンセル事由には含まれません。天候を理由に出店者がキャンセルする場合は出店者都合のキャンセルとなり、第4条第4項のとおり利用料金の返金はありません。

第9条 免責事項

1. 出店者が利用中に発生した第三者への損害、または出店者の財産・商品等に生じた損害について、当協会は責任を負いません。
2. 出店者は自己の責任において損害賠償に対応するものとし、必要に応じて保険等の対策を講じてください。
3. 天候・集客数・周辺環境等による収益の不足・損失について、当協会は責任を負いません。
4. 出店者の行為によりスペース・設備・周辺施設に損害が生じた場合、出店者はその損害を賠償する義務を負います。

第10条 個人情報の取り扱い

- 申込時に取得した個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等）は、本スペースの利用管理・連絡業務にのみ使用します。
- 法令に基づく場合を除き、出店者の同意なく第三者に提供しません。

第11条 反社会的勢力の排除

- 出店者は、自己または自己の関係者が暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」）に該当しないことを表明・保証するものとします。
- 当協会は、出店者が反社会的勢力等に該当すると判明した場合、または申込時の表明・保証が虚偽であったと判明した場合、催告なしに本契約を解除することができます。
- 前項による解除の場合、出店者は既払いの利用料金の返金を請求できず、かつ当協会に生じた損害を賠償する義務を負います。

第12条 撮影・広報への同意

- 当協会は、広報・PR目的でスペースおよびその周辺の様子（出店者の出店風景を含む）を撮影し、ウェブサイト・SNS・印刷物等に掲載することがあります。出店者はこれに同意するものとします。
- 出店者が商店街の景観・他店舗・来訪者等を撮影・公開する場合は、肖像権・プライバシー権等を侵害しないよう出店者自身の責任において対応してください。

第13条 規約の変更

当協会は必要に応じて本規約を改定することができます。改定の際は当協会ウェブサイト等にて告知します。改定後の申込については、改定後の規約が適用されます。

第14条 準拠法・管轄

本規約は日本法に準拠し、本規約に関する紛争は熊本地方裁判所阿蘇支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。